

Title	スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 (一九九〇年)
Sub Title	A brief survey of reports of the National Council for Crime Prevention of Sweden (BRÅ) 1990
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.7 (1992. 7) ,p.75- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920728-0075">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920728-0075</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

# スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観

(一九九〇年)

坂 田 仁

一九九〇年中にスウェーデンの犯罪防止委員会から筆者の手に送付されてきた資料は左記の通りである。犯罪防止委員会及びスノー教授も含め関係者の方々のご好意に感謝しつつ、以下その大要を紹介したい。

1. Kvinnor och brott (red. av Gunilla Wiklund), Rapport 1990: 1 (女性と犯罪)
2. Den brottslige företagaren — Myt eller sanning? (av Carin Holmqvist), Rapport 1990: 2 (犯罪企業、秘密／事実)
3. Social anpassning och samhällsryn (av Jerzy Sarnecki), Rapport 1990: 4 (社会適応と社会観)
4. Brott och åtgärder mot brott i stadsmiljön (red. av Per-Olof H. Wikström) Rapport 1990: 5 (都市環境と犯罪)
5. Ambitioner och maskalsar (av Inger Eriksson), Rapport 1990: 10 (野心と隠蔽)
6. Brottslighet och kriminalpolitik (犯罪と刑事政策)
7. Ökad säkerhet inom handeln (av Ove Sterfeldt), Rapport 1989: 4 (商業における安全の増大)
8. Crime and Criminal Policy, Report 1990: 1
9. Current Swedish Legislation on Narcotics and Psychotropic Substances, Report 1990: 2
10. The Swedish Penal Code, Report 1990: 3
11. Crime Trends in Sweden 1988, Report 1990: 4
12. Crime and Measures against Crime in the City, Report 1990: 5

13. 90-talets Kriminalpolitik (red. av Gunilla Wiklund)  
（九〇年代の刑事政策）

以上のうち7は1昨年送付されたものを筆者が忘れていたものである。また、1は昨年紹介済みである。以下順を追って紹介する。

II 犯罪企業（神秘／事実・）Rapport 1990: 2,  
Den Brottslige företagen——Myt eller  
sanning? (av Carin Holmquist)

この報告書は一九八四年の政府の犯罪防止委員会に対する調査委託による研究の一部である。

見出しから見ると全体が七つの部分に分かれているが、著者の提起している問題は三個で、「さまざまな経済犯罪はどのような現れ方をしているか。それはどのように組織的及び個人的に結合しているか。」「経済犯罪は租税違法行為とどのようににかかわっているか。租税との関連はどのようにになっているか。」「企業の世界で経済犯罪はどのように理解されているか。この関連で企業家の規範と態度はどのように形成されているか。」である。

この全体は、「企業の視点からの研究において経済犯罪はどのように見えてくるか。」という問題にまとめられる。

著者は外国、特にアメリカの経済犯罪の文献からそれらが理

論的研究にとどまっている点を指摘し、経験的研究を志向する。著者の表現によれば「まず氷山の頂点を調べ、次いで水面での状態をみ、更に水面下の深部の状態を調べる」ために、経済犯罪にかかる企業三社の事例研究を行い、次ぎにある地域の税務監査の内容を税務監査当局の監査記録に基づいて分析し、最後に企業経営者に対するアンケート調査によって企業経営者の経営倫理と態度とを明らかにしようとして試みている。この部分が研究の中核である。

事例研究では平生は合法的に企業活動をしているが、たまたま巨額脱税を行ったもの、常時合法と違法の境界で事業を行っているもの、合法違法の境界で事業を行いつつ脱税の機を狙っているもの、の三事例が紹介される。

税務監査の調査では、通常の経済犯罪が脱税の面から統計的にとらえられている。ある地域の全企業五、〇〇〇社のデータが分析されている。この五、〇〇〇社のうち経済犯罪と認定されるものは〇・三％で、九三％は監査を受けていない。一九八一年から八五年までの間に監査を受けた一、六五八社について詳細なデータが収集されている。ただ、日本同様税法の特殊性から法技術的に理解困難である。

アンケート調査は、焦点を経済犯罪から企業倫理に移して、経営者がどのような倫理感、態度をもっているかを調べている。問題は、企業経営者の選択の規範と評価（これは倫理的行動に影響する）及び法規則と制裁とについての経営者の知識（知識

不足が違反を招いている)をみることである。製造業、販売業、受託業の三業種から約二四〇の調査対象を選択して調査がなされている。調査結果から著者の描いている経営者像は、中年で、教育のある、多様な家族的背景をもつ、経験の長い者である。同業者組織との接触は熱心である。倫理的な問題に対する態度は企業活動に対する責任に反映されており、約半数の者は従業員が企業に忠誠心を持ち過ぎることはあり得ないとみている。企業活動に関する法律には否定的な者が多く、政治家の企業活動のために働く能力と意志とに対する信頼は低い。経営者は自分と同じ業種の業界には他の業界よりも倫理的に高い評価を与えている。経営者は企業に対して忠実であると同時に、原則として法律を守るべきであると考えているが、政治家と官庁とそして規則は企業にとって容易なものではないと考えている。

結論部分で、著者は経済犯罪に対する視点は官庁からと企業からとは異なるものであり、官庁は経済犯罪に対抗して、企業は倫理的意識と高い道徳性を求めて、それぞれ活動すべきであるとす。

「第一に、経済犯罪は官庁と業界との間に存在する相違の理解なしには効果的に対処され得ない。第二に、大規模な経済犯罪が原則であるよりも例外であるような、しかし拡大された視点が経済犯罪のメカニズムを理解する大きな可能性を与えてくれるような大きな関連の中で、経済犯罪をみていくことが必要である。第三に、経済犯罪は非常に広い領域をもつ。即ち、普通

に考えられているものとは別の例えば産業スパイのごときものも議論の中に取り入れるべきである。第四に、倫理的な観点から行動に影響するような企業セクターの内部のメカニズムを狙った研究の必要性がある。」というのが著者の結論である。

### Ⅲ 社会適応と社会観 Rapport 1990: 4, Social anpassning och samhällssyn, (av Jerzy Sarnecki)

本報告書は一九五六年の対象者調査の追跡研究である。対象者は一九八三―四年に著者ら研究者の面接調査を受けている。この調査の結果は一部一九八五年に著者によって報告されているが、今回は社会適応と社会観という立場から対象者の意識が分析整理されている。それと同時に調査結果と非行理論(ここでは副次文化理論、統制理論、緊張理論)との整合性が検討されている。

面接の対象になったのは一一九人で、面接時には三八―四三歳であった。社会適応の判断基準には、

- 一、薬物乱用
- 二、違法性
- 三、自活能力

が用いられた。その他、自殺、自ら招いた疾病状態、教育、職業、住居の状況、家族の状況も基準として用いられた。社会適

応の段階<sup>(5)</sup>としては、

- 一、非常に悪い社会適応
- 二、悪い社会適応
- 三、社会適応上の欠陥あり
- 四、良い社会適応
- 五、非常に良い社会適応

が用いられている。

結果は次の項目に従って整理されている。以下項目ごとに内容を紹介する。

#### 一、社会階級と社会適応

ここでは、社会適応と社会集団（階級）帰属との間の関係は有意味であり、一〇代でも成人後でも変わらないけれどもその関係は弱いものであるということ、及び、悪い社会適応を示す者が悪い条件を抱えていたとしても、この悪い条件は両親の社会経済的地位とは余り関係がなく、これに反して成人後の社会適応と成育時の家庭環境（父のアルコール問題、一家離散、父の養育能力、親子の同居）とは明らかに関係があることが指摘されている。このことは、副次文化理論、緊張理論の主張を支持すると同時に統制理論の主張をも支持するものである。

#### 二、政治に対する見方

一般に社会適応の悪い者ほど左翼勢力を支持する傾向が認められている。また、薬物乱用者は左翼支持が多く、迫

害意識を強くもっており、階級社会を現実のものとして受け取っているとされる。

#### 三、さまざまな社会問題に対する見方

社会問題としては、失業、薬物乱用、経済、環境、税金、人々の無責任の六項目が調査されたが、これらに対する見方に社会適応の良否による相違は見られなかった。社会問題への見方は個人個人の経験から形成されることが認められた。

#### 四、薬物及び犯罪に対する見方

経験の有無とは無関係に薬物には否定的である。中には反薬物活動に積極的に参加している者もいる。薬物乱用が増大しているとみる者が多い。また、薬物の経験者は少年の薬物乱用に対して厳しい措置を期待している。

犯罪について、八三%の者は増加しているとみている。社会適応の良否は無関係である。軽窃盗、脱税などに対しては肯定的な見方を示している者が多い。人が犯罪をする理由についても見方に相違がなく、七割の者は金が欲しいからと答え、三六%の者はスリルを求めてと答えている。小盗人が捕まり、大盗人は逃げているという見方への賛否でも、社会集団帰属による相違は認められない。犯罪理論の説くところとは異なっている。

#### 五、社会制度に対する見方

裁判所、法律、矯正保護、刑務所、少年福祉学校などに

対する意識では、社会適応の悪い者は、否定的な態度をもち、社会適応の良否と態度とに相関がある。ただ、態度は対象者の経験による部分が多い。また、政党支持とも積極的相関が認められている。

自分が敬意を払う人間はという質問に対しては、適応の良否による相違は認められなかった。ただ、適応の悪い者はだれも疑わしい人物を尊敬する人物としてあげなかったが、自分の母親や父親をあげた者がいた。

#### 六、信仰及び人生訓に対する見方

大多数は信仰をもたず、神を信じないと回答している。回答は政党支持と相関があり左翼政党を支持する者、社会階級の低い者に無信仰が多かった。

生活規則の面では人間尊重をあげた者が三〇%で多く、次いで正直であることがあげられている。社会適応の良否との相関は乏しい。以上の他、仕事と経済、家族の安泰、特になしがあげられている。

#### 七、好戦的態度

男性的態度は副次文化理論の主張の中にみられるものであるが、この調査結果からは支持されなかった。性の自由については相違が認められ、社会適応の悪い者は性的誠実さを重要視していない。適応の悪い者は女性との同棲経験が多く、薬物乱用者にもその傾向が強い。しかも、同棲経験の多さは男性性の現われとはみられておらず、むしろ生

活スタイルの一部とされている。対象者はさまざまな形で女性に依存し、複雑な関係を保っている。適応の悪い者は母親を暖かくみているが、父親との関係はよくない。適応の悪い者は悪い者よりも女性を蔑視しているようにみえる。

暴力については、「激怒して殴りたいような状況があるか」という質問に半数はないと回答している。しかし、この質問では適応の良否により回答に有意差があった。適応の悪い者はあると回答している。あるという回答と人身犯の回数とは相関している。一般的に適応の悪い者は考えの上では暴力から離れている。しかし彼らの多くは若いときには暴力的であったと認めており、暴力からの離脱は年齢が増して、肉体的な能力が弱ってきたことと関係している。

#### 八、子供に対する見方

「子供はときどき叩いたほうがよいか」という質問に対する回答には社会適応の良否による有意差はなかった。大多数はこの主張に反対であった。対象者の大多数は子供の出世を最も重要な出来事としている。適応の悪い者は良い者よりも自分の子供の将来を悲観的にみており、また、自分を良い父親とはみていない。

#### 九、自分に対する見方

社会適応の悪い者は逸脱者あるいは犯罪者としてのアイデンティティーを受け入れている。また、兄弟に比べて自分の生活がよくないことを認めている。有意に多くの者が

自殺を考え、自分を孤独で疎外されていると感じている。

人生の重要な出来事として、子供の出生の他では、適応の良い者は伴侶との出会い、結婚をあげているのに対して、適応の悪い者は犯罪、薬物乱用というよくない出来事をあげている。

#### 十、結 語

ここで著者は対象者を、不幸な人生を送った者として記述している。薬物乱用、後ろ暗い仕事、交通事故などで病気や障害に苦しみ、自殺や早死がみられるとする。永続的な仕事もなく、孤独な生活をしている。面接の時に彼らは概ね四〇歳になっている。二五年もの間彼らは犯罪と薬物乱用の生活をしているのである。そうして犯罪的役割に同一化してきたのである。適応の悪い者の生活は一般の人々とは全く違うものなのである。

調査の場面では、社会サービスや司法機関の職員に対するのとは違い、彼らは率直に自己を語っている。乱用への肯定的な態度を隠すこともなかった。それだけ、彼らから得た資料の信頼性は大きい。

年齢的にも彼らは犯罪生活から離れ始めて、若い時とは異なった目で社会や自分をみるようになっていて、自分達の生活を変えようとしている。彼らが描く良い生活は、同年代の者の描くものと異なる。マートンのいえば、これらの人々の目標は社会的に受け入れられているものと

異ならない。マツァの合理化のメカニズムも、またハーシの統制理論も適用可能な状況にある。

犯罪的副次文化の代わりに処遇者文化の痕跡がこれらの人々にみられると著者は述べている。つまり、処遇機関の職員のことばがこれらの人々の発言に反映しさまざまな保護主義的志向がみられるというのである。実際に彼らの多くは社会サービスの職員と個人的な関係を保っており、警察、社会サービス、矯正保護に対して否定的でありながら、その一部の職員には敬意を払っているのである。しかも保護関係の職員よりは警察、検察あるいは刑務所の職員に敬意を払っているという。

彼らは自分の過去を否定し、捨て去ろうとはせず、むしろそれを肯定的にみていこうとしている。

彼らの中にみられる左翼的な志向は、若いときに彼らが帰属した反社会的ネットワークにみられたイデオロギーと人生の後年に得た経験の混合から生じている。このことは現在反社会的ネットワークに属している者が対象者と同じ年齢に達する時には全く別の社会観をもつだろうということとを意味する。即ち、今日の少年の反抗の基礎にあるのはヒッピー・イデオロギーではなくて、頭髪を剃り上げる運動にみられる保守的なイデオロギーである。同様にそれら非行少年に対処する警察などの機関のイデオロギーも異なるであろう。

重要な結論は、この資料がミラーの下層階級文化理論を支持しないということである。調査対象者は四〇歳の現在一五―二〇歳の頃とは違って、彼らの同年齢の者と多くの点で似通ってきている。これは全く異なった副次文化の存在に反することである。その他の理論に対する態度を決定することはこの資料からは容易でない。以上の記述は、副次文化理論、緊張理論、学習理論(サザランド)、そして特に統制理論の要素を含んでいる。

#### IV 都市環境における犯罪と犯罪に対する措置 Rapport 1990: 5, Brottl och åtgärder mot brott i stadsmiljön (red. av Per-Olof H. Wikström)

本報告書は都市における犯罪に関する論文集である。八編の論文が収録されている。巻末にストックホルムにおける少年犯罪に関する統計コード表とアンケート(住民、学校、商店)の原文が載せられている。収録論文と著者は左記の通りである。

- 一、都市構造と犯罪 (Per-Olof H. Wikström)。
- 二、ストックホルム・プロジェクトの紹介 (Per-Olof H. Wikström)。
- 三、家族、近隣及び社会化 (Peter L. Martens)。
- 四、性と学校及び犯罪 (Peter Lindström)。
- 五、都市環境における女性と犯罪 (Eva Tiby)。
- 六、移住者の少年の間の犯罪 (Peter L. Martens)。

- 七、犯罪、社会問題及び社会福祉事業 (Monika Olsson)。
- 八、都市環境における警察活動 (Marie Torstenson)。

この報告書には英文の翻訳があるのでその内容の紹介は省略するが、翻訳のない第六の論文についてのみ紹介する。

第六の論文は外国人の犯罪に関するものである。論文は外国人犯罪についての各種の研究の紹介である。最初に外国人犯罪に関する四つのテーゼが掲げられている。

移住者は原住者よりも犯罪率が高い。

第一世代移住者は一般に原住者よりも犯罪率が低い。

第二世代移住者は第一世代移住者よりも犯罪率が高い。

第二世代移住者は原住者よりも犯罪率が高い。

外国人のスウェーデン人口に対する比率は5%であるが、犯罪者ではその比率は一五ないし一八%になる。拘禁に付された者の場合には一六ないし一七%になる。これを人口比についてみると、更に状況は悪くなり、スウェーデン人の八五に対して外国人は二八〇に達する。罪種別では強姦、強盗での比率が大きい。外国人の犯罪が多い理由として述べられていることは、  
発覚率が高いこと、  
告発率が高いこと、

選択的移住によって犯罪性の大きいものが移住してくること、  
文化的相違により移住者が異なった規範システムをもつこと、  
逮捕、勾留、拘置、有罪の可能性が大きいこと、

である。



第一表 どちらか一方が外国生まれの婚姻関係にある者及び外国生まれの未婚の者の17歳以下の子供（スウェーデン全国、1988年）

両親	合計		（スウェーデン生まれの のスウェーデン籍）	
	実数	比率(列)	実数	比率(行)
同一の国	86,344	30.2	25,979	30.1
別の国	15,183	5.3	8,724	57.4
片親	114,309	39.9	102,992	90.1
未婚の父/母	70,482	24.6	32,981	46.8
合計	286,318	100.0	170,676	59.6

(Rapport 1990 : 5, p.138, Tab.6.)

しかし、自己申告調査の結果からは移住者と原住者の間の相違のほとんどないことが示されているという。同時に公的統計の信頼性について問題があるとされる。

第二世代説については、第一世代、第二世代の定義が問題にされている。統計中央局の定義は、両親の少なくとも一方が外国生まれである場合その子供を第二世代としている。中央統計

局の調査では人口の八・五％は外国生まれであるが、外国籍の者は五％である。統計中央局の定義による第二世代の者で、一八歳未満の者は二三八、五五三人であるが、この七〇％はスウェーデン国籍をもっており、非スウェーデン国籍の者は三〇％である。移住の背景をもつ少年（一七歳以下）と両親の出生国との関係は第一表に示される。

第二世代説を検証する研究はスウェーデンにはなく、スイツキラがフィンランド生まれの者について行った研究だけがある。それは第二世代説を支持する結果になっている。しかし、他の研究からは外国人の犯罪は全ての年齢にわたってスウェーデン人よりおおく、また、少年よりも二五歳以上の者にそれがあてはまるとされており、しかもすべての外国籍の若者が必然的に第二世代の移住者に該当するわけではないとしている。

論文は更に外国人がスウェーデン国内での生活を確立するプロセスを紹介し、就労状況が変化し、最近は無業者、就学者、早期年金生活者が移住者の中を増えていることを指摘している。この第三のグループは今後日本でも起こり得ることとして注意を要する点であろう。職業の内容では外国人とスウェーデン人との間の相違は少ない。しかし、職業経歴の上ではスウェーデン人との間にかんがりの相違がでており、社会的地位の上昇速度も遅い。社会保障に頼る外国人も多い。住宅事情、居住地域、健康状態の分析も紹介されている。

最初のテーゼからいえば、第二―第四のテーゼは疑問という

ことであろうか。

## V 野心と陰路 Rapport 1990: 10, Ambitioner och flaskhalsar, (av Inger Eriksson)

本報告書の目的は、序文によれば、環境保護法に規定されている統制と制裁に関する諸規定の実現に関し関係機関の野心がどのように貫かれてきたかを明らかにするところにある。

スウェーデンの環境保護立法は一九四〇年代に始まり、その基本法は一九六九年の環境保護法(Miljöskyddslagen, MIL)である。この法律は、水法(Vattenlagen)の中の水質汚染にかかっている部分を中心に他の関係領域の諸規定をまとめたものとされる。一九八九年に政府は環境保護立法の見直しのための審議会の設置を指示している。

環境犯罪は「合法的な経済活動の中で大規模に、組織的に進行する経済的に動機付けられた犯罪として経済犯罪と重なり合う」とされる。環境犯罪は経済以外での面での損害をもたらすところにその特徴がある。

関係機関の野心を本報告書では刑法的規制を中心に、刑罰の強化、処罰の要件の変化(個人及び公共の利益の侵害の危険性の立証の難しさから、この要件が放棄され、軽度の環境犯罪は刑事罰から外された)、報告義務の強化、監督機関の告発義務、環境保護課徴金の導入、などにその野心が反映されている。

とする。

ついで報告書は現行の環境保護法の内容を紹介し、更に一九八三年から一九八八年の間の環境保護法違反事件の実態調査を行っている。

本報告書で陰路というのは、事件の処理を妨げたり遅らせたりにする状況の全てをさしている。陰路は立法よりもむしろ担当職員の能力や環境問題に対する態度にあり、地方の州庁など関係官庁の優先順位などが検察官の判断に影響を与えているとされる。

環境犯罪にかかわる事件の告発が一九八〇年代に増加しているにもかかわらず、まだまだ数の上では少ないと報告書はいう。しかも処理時間は長く、刑罰は軽い。一九八一年に導入された環境保護課徴金はまだ五件しか適用されていない。ただ、一九八八年の事件の増加は一九八七年の何らかの監督官庁の法運用の変化を示している。

刑罰か課徴金かという点で提案されていることは、経済的制裁をまず強化すること、制裁はまず企業にむけられるべきこと、環境保護法に従ってなされた禁止や要注意の命令の違反に対する制裁を過料ではなく、刑事罰にすること、遵守条件を刑事罰条件と課徴金条件とに分けること、過料を賦課する可能性を増やすことである。

巻末に環境保護犯罪の統計と環境保護事件における裁判の判例とが付録として付されている。

VI 犯罪と刑事政策 Brottsligheten och krimin-  
alpolitik

犯罪と刑事政策とに関する解説書である。<sup>(6)</sup> VIIIの Crime and Criminal Policy はその英訳。

VII 商業における安全の増大 Rapport 1989:  
4, Ökad säkerhet inom handeln, En handbok  
(av Ove Sterfeldt)

本報告書は商業活動における窃盗、軽窃盗の被害の防止策を提案しているものである。この問題に関する政府からの委託を受けたこの問題の検討委員会が犯罪防止委員会の協力を得て研究を進め、犯罪防止委員会の報告書としてその結果を発表したものである。

この報告書の背景には、商業における物の滅失の問題をどう処理するかというテーマがある。管理上のミス、物理的な破損・汚損による場合と並んで犯罪による被害も滅失の一態様として考えようとしている。

全体は、犯罪の実態、犯罪原因と犯罪予防、犯罪防止計画、教育・指導・協力、宣伝、侵入犯の防止、窃盗の防止、強盗の防止、詐欺の防止、内部犯行の防止、爆破・放火・避難、犯罪

の探索<sup>6)</sup>の一二項目に分けて述べられている。

統計からみると商店やデパートにおける窃盗は一九六五年から一九八八年にかけて約六倍に増加している他、強盗の数も大幅に増加している。また、基礎学校の高学年生の自己申告調査でも六〇%前後の生徒に窃盗の体験のあることが示されている。一九八七年の司法統計からは窃盗・軽窃盗の約四〇%は二五歳以下の者によって行われている。

こうした犯罪の増加の要因として、都市化、販売方法の変化(スーパーマーケットの登場)、非形式的統制の弱体化などが述べられ、物理的な犯罪防止の方法が述べられる。建物の重点箇所、鍵や警報機、テレビモニターによる監視装置などの問題が取り上げられている。付録には、犯罪予防のためのチェックリストが付されている。

このハンドブックを犯罪防止委員会各商店にとっても有用なものとして推薦している。なお、著者として標題に名前の出ている Ove Sterfeldt はこの問題の作業部会のセクレタリである。

VIII Crime and Criminal Policy, Report 1990:

1

上記VIの英訳。

**XI Current Swedish Legislation on Narcotics and Psychotropic Substances, Report 1990: 2**  
最近の薬物に関する法律集の英訳である。一九八八年の薬物乱用者の保護に関する法律(LVM)を含む。

**X The Swedish Penal Code, Report 1990: 3,**  
刑法典の最新版の英訳である。一九八八年の改正刑法の規定を含む。

**IX Crime Trends in Sweden 1988, Report 1990: 4**  
Brottsutvecklingen 1988 (Rapport 1989: 3) の英語訳<sup>(9)</sup>。

**IX Crime and Measures against Crime in the City, Report 1990: 5**

前出のIXの報告書の英訳である。収録論文の標題のみを掲げておく。

1) Delinquency and the Urban Structure, by Per-Olof

H. Wikström.

2) The Stockholm Project: An Introduction, by Per-Olof H. Wikström.

3) Family, Neighbourhood and Socialization, by Peter L. Martens.

4) Pupil, School and Delinquency, by Peter Lindström

5) Women and Crime in the Urban Environment, by Eva Tibby.

6) Crime, Social Problems and Social Work, by Monika Olsson.

7) The Work of the Police in the Urban Environment, by Marie Torstensson.

**IX 九〇年代の刑事政策 (Nordiska kriminalologer om 90-talets kriminalpolitik, red. av Gunnilla Wiklund, BRÅ, 1990, 147 pp.)**

本書は北欧の著名な刑事政策家による一九九〇年代を展望した論文集である。内容的に重要と考えられるので、煩雑かもしれないが全体の紹介を試みた。最初に著者と論題とを掲げる<sup>(1)</sup>。

1) 序説 (Marianne Håkansson)

2) 一九九〇年代直前の刑罰政策——道徳的・ニヒックの研究

—— (Thomas Mathiesen)

三、刑事政策の九個のテーゼ (Hanns v. Hofer & Henrik Tham)

- 四、かなり悲観的な見解 (Lerzy Sarnnecki)
- 五、軽いビールから超国家的技術体系まで (Hannu Takala)
- 六、有難くない課題 (Patrik Tornudd)
- 七、スウェーデンの刑事政策の長所と短所 (Knut Svert)
- 八、犯罪学の知識と刑事政策 (Johannes Knutsson)
- 九、新しい自由を剝奪する制裁 (Ulla V. Bondeson)
- 一〇、経済犯罪と司法の民営化 (Dan Magnusson)
- 一一、民衆に根を下ろした刑事政策 (Mats Hult)

一

序説においてホーカンソンは犯罪に関する現在までの知識の状況と今後知るべき事柄とを次のように整備して示している。「我々は今日いつでもさまざまな類型の犯罪が行われているかということ及びそれにかかわった人々の特徴について知識をもっている。我々は次のことを知っている。

- 1 行為者（及び被害者）の多数は男性である。
- 2 犯罪の多数は財産犯罪である。
- 3 多数の男子が十代に犯罪を行っている。
- 4 十代を過ぎてから伝統的犯罪を初めて行う者は少ない。
- 5 犯罪的生活スタイルを発展させる者は同一年齢集団の一二%にすぎない。

6 犯罪は地域のタイプ、都市の異なった地区により変動する。

7 犯罪に曝されることは、異なった社会集団ごとに異なり、また、人々の居住地域及び生活スタイルに依存している。

8 犯罪自体及び犯罪に曝される危険との間には関係がある。

9 個人を目標とする犯罪予防措置は、何らかの結果を達成するとすれば、中間段階又はそれより早期に設定されなければならない。

我々は次のことについても知らなければならない。

- 1 犯罪経歴の変動の展開を支配する要因。
- 2 さまざまな社会的要因が時間とともにどのようにかわり、また変化するかということ、及び異なった種類の犯罪がどのように人間の一生の異なった局面に関係しているかということ。

3 固有の生活の仕方と犯罪に曝されることとの関係。

4 犯罪に曝されている者の長期的にみた結果。

5 (住居及び都市の異なった地域において) 犯罪に大きな影響を及ぼしている環境要因は何か。

一九九〇年代の刑事政策は、従来のように願望から出発するのではなく、知識から出発するべきであるとの態度を著者は表明している。重点は抑圧から予防に移るべきであり、潜在的な犯罪者の反社会的な生活様式に対する全体的観点が重要でと指摘する。スペンチャリストよりはジュネラリストが求められようとする。

述べている。

## 二

マティエセンは、事実に関する意見(臆見)の雰囲気が作られ、それが事実とは無関係に自己肥大して混乱をもたらす状態(モラルパニック)をキーワードにして問題に接近している。モラルパニックの過去の例は魔女裁判など多数存在する。現代の刑事政策もそれを背景にしている。ノルウェイの実例が取り出される。一人の薬物犯罪による受刑者が外泊中に逃走したことから警察、マスメディア、政治家の中にモラルパニックが起こり、一斉に犯罪者、受刑者に対する抑圧的な措置の必要性を叫び出したというのである。そして、実際に、外泊の制限、保安設備の強化が実行された。しかし、本当の姿は外泊の九九・七%は何ら反則行為なしに実施されていたのである。この事態は西欧諸国に共通していると著者はみている。

刑事政策の領域での特徴として著者は、A 司法機関の中で警察が力を強化していること、B マスメディア、特にテレビジョンの発達が全てのニュースに娯楽の要素を帯びさせていること、C 政治の領域での右傾化の傾向が目だつこと、の三点を指摘する。この連合作用がある一つの事件(例えば凶悪な殺人事件)を端緒としてモラルパニックを引き起こすのである。著者はいう。五〇年代の刑事政策論議は哲学的、理論的であった。しかし、現在支配的な議論は警察が示し、ニュースとして

売れる、政治的雰囲気の流れの中で市場性をもつ刑事政策である(刑事政策の商品性)。第二に正統性の内容が変化した。原理的(例えば法的安定)なものからマスメディアと選挙民に好まれるものへと変化してしまった。第三に「共通の合理性(Community rationality)」が失われてしまった。保護主義理論は地に落ちたが、それは十分に研究され、議論をつくしてなされたのである。しかし、今日では共通の合理性は後退し、体系的原理的な議論は一部の専門家の間しか存在しない。公的な話の中では脅しに満ちた警察の警告と、センセーショナルな単なる事件と、ひよみ的な政治的イニシャティブ(市場的合理性)があふれている。一九九〇年代の展望は暗い。その中に明るさを求めてドイツの学者の見解を引用する。考えられなかったようなことが現実になる直前には、専門家によって完全に非現実的とみられることなしに大きな社会的変動が起きたためしは歴史に上存在しない。つまり、著者の指摘する状況は良い方向への変化の前兆と考えることができるというものである。魔女裁判と同様に人間の作ったものは人間によって変えられるのである。

## 三

ホーフアーとタムとは犯罪は現代社会の所与の一部であり、犯罪のない社会は幻想にすぎないし、また刑罰をもたない社会も幻想であるとする。刑事政策の目的とするところは単に犯罪の減少だけではない。刑罰のもたらす害悪を緩和することも重

要であるし、犯罪の被害者の援助、犯罪への「おそれ」を減少させることも重要である。また、法と司法機関に対する尊重を確立することも刑事政策にとり中心的な課題である。法的安定性、最終的解決の拒否、統制による損害の意識、及び加罰における寛容と社会的バランスへの努力に特徴づけられる社会的法治国家に刑事政策は結合しなくてはならない。

スウェーデンの刑事政策は保護思想に鼓吹されてきた。そのため正義思想は脇役になっていた。強力な公民権伝統を欠如していたので法の侵害が犯罪の解決と保護の隠れ蓑の下でなされてきた。社会的法治国家の尊重は社会の疎外された人々に刑法が体系的に適用されてはならないことを要求する。しかし、スウェーデンの刑務所は社会的にハンディキャップを背負った者で群れている。

自由刑の害悪はよく知られている。スウェーデンは矯正保護を人間的にしたことで国際的に知られていた。しかし、今日のスウェーデンでは貧しかった時代よりも多くの受刑者と薬物乱用者が施設に収容されている。そしてここ数年来拘禁の判決が激増している。本来は自由刑の適用の縮減が刑事政策の目的である。

以上のような現状批判を背景に著者は九つの刑事政策のテーゼを提示する。

一、刑法の作用を公共的利益及び個人的利益の保護に限定し、企業利益の保護を刑法の領域から外す。

企業の利益は個別的なもので公共性がない。その保護のために警察などの社会資源を使うことは不適当だとみる。警察等は市場志向の組織にとっては無料の有用物になっている。むしろ企業利益は民事的な紛争解決の手続きで処理させるべきである。これによって犯罪防止のための莫大な刑事政策的費用が節約される。

二、特別刑法の領域での非犯罪化を推進する。スウェーデン全体で特別法犯は四三〇種類ほどある。しかし、適用される例はほとんどなく、その意味で過剰犯罪化(overcriminalisering)になっている。その部分を非犯罪化し、統制の仕事を行行政機関に委譲することを検討する。

三、犯罪による被害の減少と緩和。

犯罪者を処罰しても被害者は救われない。その点を改善し、被害者当直、警察の活動の見直し、被害者救済基金、被害者の訴訟参加の機会の増大などを検討する。

四、犯罪への恐怖を減少させる。

犯罪被害調査によると実際に被害を受けた者はその恐怖を感じている者よりはるかに少ない。マスメディアによる犯罪の恐怖を煽る報道の問題もあり、実体のない恐怖を減少させる手段を考慮する。

五、犯罪の機会構造に影響を与えて、犯罪を減少させる。

自動車の車上狙い、自動車窃盗などの防止装置の取り付けを製造業者に義務づけるなど。

六、保険制度の犯罪促進効果に限界を設ける。

現在保険加入者の加入動機をみると、自分を守ることもりも保険金を獲ることに重点があるように思われる。これは一部の保険会社の宣伝の結果であり、保険の合目的性を検討する必要がある。

七、単一の薬物政策を作り出す。

今日のアルコール政策は「制限」に基づき、薬物政策は「抑圧」に基づいている。薬物政策の中の全面禁止原理は司法機関に重い負担を科している。アルコールと薬物の有害な結果は、アルコール政策を厳しく、薬物政策を緩和することによって緩和される。

八、窃盗犯人に資源を敢えてつぎ込む。

日常的な財産犯人の多数は合法的な生活手段を欠いている。彼らを犯罪をしてから高い費用をかけて刑務所に収容するよりも、それ以前に生活手段を得させる努力を敢えて試みてよいのではないか。

九、罰金を増やし、拘禁を減少させる。

罰金を通常の制裁とし、起訴猶予や条件付判決に代替させる。そして拘禁は無害化の必要な場合に限定する。犯罪性の高いグループはそれぞれに高齢化してきて刑罰装置から離れ始めている。年少者からの追加は二〇年前より減っている。これは九〇年代における犯罪の減少を予測させる。

#### 四

サルネッキは将来の刑事政策に影響を与える要因として、経済的展開、犯罪の趨勢、社会の統制機構、マスメディア、政治体制の五つを分析する必要があると指摘する。

経済的発展の面では景気の後退が社会全体の保守化につながり、その中で保護思想が厳しい刑事政策に変質するという。刑罰が必ずしも保護的な制裁より厳しいとはいえない。また、犯罪者の処遇には金がかかるものであり、経済のあり方は刑事政策に直接影を落とす。

犯罪の趨勢という面からみると、公式統計はスウェーデンの犯罪は一九五〇年以來増加の一途をたどっている。被害調査や自己申告調査で補充されるとはいえ、公式統計は犯罪の傾向の重要な指標である。ただ、重要なのは統計の解釈であり、例えば薬物に関する統計の解釈は専門家と一般人の人とは異なる。しかし、一方刑事政策は犯罪統計とは全く無関係である。一九六五年以來犯罪の数は二・四倍（解決犯罪は二・六倍）になっているが、この間受刑者の数は五、〇〇〇と三、八〇〇の間で変動し、一九八〇年代の半ばが最低である。

社会の犯罪統制機構の中ではさまざまな人が直接間接に犯罪との闘争にかかわっている。それぞれの機関は、公的セクター（警察など）私的セクター（保険社会など）を問わず、自分の利害でものを考える傾向がある。つまり、それぞれ犯罪を常に



重大な問題と考へ、それが直接刑事政策に影響を与える。

マスメディアは一般の犯罪及び制裁に対する評価・態度を明らかにするけれども、同時に一般民衆はマスコミの提供する情報によって拘束されている。マスメディアは、一般民衆と政治家の犯罪問題の理解の源を作りだしている。また、マスメディアは統制機関を批判的に検討すると同時に、統制機関から犯罪に関する重要な情報を得ている。

マスメディアは極端で非常な事件に焦点を合わせる傾向をもつ。それによって犯罪の現実は大きく歪められている。

政治的体制の面では、政治家と一般民衆とはマスメディアと統制機関とが提供する情報によって影響を受ける。この四者の関係は厳しい刑事政策を求める態度に向かう複雑な様相を作り出す。それは、「事実」とはかけ離れた形で一九九〇年代にも無意味な厳しい刑事政策を求めていく可能性がある。

将来の刑事政策の指導理念は民衆主義（Populism）と厳しさとであろう。しかし、米英とは異なりスウェーデンでは刑務所の定員を増加させるようなことはないであろう。むしろ他の解決方法が取られるであろう。

東欧の変革も刑事政策に影響すると考えられる。現にポーランドでは一般の受刑者の半数が釈放され、リベラルな刑事政策へと向かう傾向が示されている。

経済の悪化は必ずしも刑事政策の保守化につながらない。厳しい刑事政策と国の統制機関への不信との間の対立が続くであ

らう。特定のグループに対する統制が増大する一方で一般に対する統制が減少するとは考えられない。統制の増大という点で刑事政策の将来は悲観的である。

## 五

タカラは、刑事政策を長期的にみた場合厳しい態度と穏やかな態度とが交互に現れているとして、フィンランドのアルコール政策の変化を道徳政策的雰囲気の変化として述べる。

フィンランドのアルコール政策は一九五〇―六〇年代の自由化、七〇年代の厳格化、八〇年代の寛容と一部の制限、そして最近の寛容の進展と変化している。しかし、これらの変化の理由は時代により異なっている。五〇年代は個人の道徳的問題から急進主義と民衆意識の進展により自由化され、七〇年代は健康に対する有害性が前面に出て道徳問題からは離れた。八〇年代の寛容な態度はアルコールが日常生活の必要物になったことを反映している。現在フィンランドにはかつての福祉国家建設の如き国家的プロジェクトは存在しない。今は国際的な統合の過程を乗り切る能力が主要な目標になりつつあるようにみえる。福祉国家の建設は一つの世代的な課題であったが、次の世代の課題はまた別のものになる。民衆はデュルケームのいうように集団として法意識を示す。これは決して個人のものではない。刑事政策もアルコール政策も時代とともに変化するが、その要点は賛成反対ということではなく、人々とそれらの議論

がどのような国家的な現実とかかわっているかということである。

受刑者の数は社会の抑圧度の指標になるが、その数は減少している。裁判所の態度も寛刑化の方向をとっている。刑事政策的霧囲気の変化の兆しが公式の意見、出版物の中に現れ始めている。社会奉仕命令の導入によって社会的不平等が増したと考えられるが人々は気にしていない。これにより刑罰体系が厳しいものになったともみていない。調停手続きが広がっているが、これにより犯罪の問題は被害者と犯人との間の私的な問題になってしまった。

犯罪に対するおそれは事実としての犯罪と同様に刑事政策的霧囲気に影響を及ぼす要因である。租税犯罪は、人々がそれをおそれないので、人身犯罪ほどには刑事政策的な問題になることはない。マスメディアによって世界中の犯罪が目の前に提供されている。確かに犯罪は国際化したのであるが、大きい変化は空想ではない。テレビジョンは映像と短い説明とでできあがっている。このメディアの意義を、被害者の状況を強調する刑事政策が地歩を占めている時代に、過小評価してはならない。刑事政策的利益集団として被害者の組織(強姦された女性、人身犯被害者、薬物乱用者の両親など)が成立している。これらの集団はテレビジョンの必要とする映像を提供している。しかし、これらは犯罪統計の示す現実とは異なり、問題として取り上げるのでできない個人的な証拠にすぎないものである。

将来の予言をタカラはライトのツナリオに従って述べる。ライト<sup>(3)</sup>によれば、工場生産方式と国民国家との間にそもそも始めより葛藤があった。史的唯物論者が見ることのできなかったこの葛藤は、かつては植民地主義に現れたが、それが今では国際化と誤って名づけられた展開に現れている。当然のことながら超国家的な技術体系(overnationellt teknosystem)が問題なのである。同時に国民国家も本来の国際的な組織も弱体化している。超国家的資本は、自然をその唯一の対抗力として自らの経済的合理性を現実化している。

最初の国民国家は法王の超国家的世界権力の解体した中世に生じた。いまは国民国家は漸次衰退している。ヨーロッパでは国民的福利の象徴である独自の貨幣及びそれとともに独立した経済政策が放棄されようとしている。ソビエトの植民地主義から自らを解放するために独自の貨幣と独自の経済政策とを求めて戦っているバルト諸国においては国民国家の理念が一時のあだ花のように咲いているが、それも超国家的な神政(teokrati)から超国家的テクノクラシーへの過渡期とみられるだけである。北欧の福祉国家も労働と国家資本との間の葛藤の尖鋭化を防いだ過渡期の現象だったのである。一九八〇年代の西欧国家の経済的発展は、成功せる国民経済政策ではなく、資本主義経済に結合している先進産業世界のすべての国家が超国家的資本蓄積に参加したという事実<sup>(4)</sup>に拠っているのである。発展途上国と自然とは福利の増大の費用を支払わなければならないので

ある。

刑事政策を実行する国家は政治闘争の目標である。しかし、国家が独立した経済政策を手放す時政治闘争はその目標を失う。超国家的資本との関係では国民的階級は存在しない。国民的政はまったく周辺の事柄にすぎなくなる。意見は伝統的な政党によって組織されず、地方的な関係者の運動によって組織されるのである。国民的刑事政策は国民国家の衰退に向かって発展した。福祉国家がその完成に達した時刑事政策はその本来の政治的なセクターとなったのである。

この将来のビジョンの意図は、国民的刑事政策を問題にできる時にフィンランドの中度ビールを問題にできるということを示すことである。しかし、国民国家が一つの地方的な行政単位になってしまふ時には、アルコールの濃度とか酒類の分配とかの問題はまったく重要性を失うというものはあり得ることなのである。

## 六

テルヌードは、フィンランドとスウェーデンの対比から始める。一九四〇年代から五〇年代にかけてフィンランドの伝統的<sup>(14)</sup>法律家はスウェーデンのいき方を犯罪者を甘やかすものとして批判的にみていた。しかし、六〇年代には急進主義者が伝統的<sup>(15)</sup>法律家と同じ道を歩み始めた。保護主義の批判がスウェーデンに起こったのである。スウェーデンがモデルになるか否かはフ

インランドの刑事政策議論を二分した。

一九七〇年代は対立の時代ではあったが、刑事政策に関しては意見の一致があった。スウェーデンでは保護主義批判と新古典派が、ノルウェイでは刑法体系の廃止の幻想 (Abolitionist) が改革議論を彩っていた時、フィンランドでは刑法の全面改正が対立によって阻害されることなく、刑法改正委員会は一九七六年にその報告書を提出した。しかし、一九九〇年代にこの意見の一致が存在し続けることはない<sup>(16)</sup>と考える。

最近の刑事政策は受刑者の減少を狙っている。しかし、受刑者の数を標準まで減少させることが不可能なまま改革努力の不一致は不可避免的である。その時一九九〇年代の議論はまたスウェーデンからの借り物になるだろう。丁度スウェーデンが西欧からイデオロギーを輸入しているように。

一般に専門家の意見の影響力は大きい<sup>(17)</sup>が、彼らは通常政治の影響を受けている。そして、専門家の影響力と政治的な力とのバランスは領域ごとに様々である。フィンランドではスウェーデンと異なり専門家の力が強く、刑法改正委員会を支配している。スウェーデンの政党政治をフィンランドに投射するのは誤解の基になる。一九七〇年代の刑事政策で重要なことは、政府の政治的影響力よりも刑法改正委員会に参加した専門家の考えである。この刑事政策における非政治性が一九九〇年代にも続くことを望む。

マスメディアの刑事政策への影響は大きい。犯罪ルポルター

ジュが提供する刑事政策的問題のドラマ化を中和する効果的方法は存在しない。バラ売りの新聞の一面を飾る見出しの典型的な犯罪ルポルタージュは、長期的で、理性的な刑事政策へ向かって努力しているすべての者に対する重荷になっている。

短期的な反応に基づいて行なわれる刑事政策に対抗する最良の方法は、ビジョンと知識とをもった専門家が決定を行うことである。長期的な刑事政策は社会政策上のコンセンサスと明確な刑事政策的イデオロギーとを前提にしている。

保護主義のイデオロギーは一九六〇年代に動揺した。犯罪者の強制的保護が百パーセント確実に急速な効果をもつのであれば、保護主義を拒否することは容易でないのであろう。しかし、多数の研究は保護主義の無効なことを示した。かくて新古典派が登場したのである。著者は「犯罪学と刑事政策」<sup>(15)</sup>の中で刑事政策の体系の中核的内容を次のように記述している。

一、刑法体系は社会の統制体系の一つにすぎない。犯罪化は社会の発展に応じて修正されるべきである。

二、刑法体系の効果はその威嚇力にあるのではなくて、体系全体が一般予防的に作用するところにある。

三、刑法の強化は望ましい変化を生じさせるものではない。

高い発覚率と検挙率の方が厳しい刑罰よりも重要である。

四、刑罰よりも処遇(治療)に適した犯罪者の一群が確かに存在する。しかし、刑罰の代替処分が刑罰よりも厳しい介入的なものになつてはならない。自由剝奪の破壊的效果を

最小限にしなければならない。

五、犯罪の根絶は不可能であるが、犯罪と犯罪統制による損害を減ずることができる。

以上のテーゼはこれからも更に強い支持を得るものと著者は信じている。強制による保護の理念を再検討しても現実的な変化は何も起こらないであろう。ただ、無害化運動のみが体系的な一般予防と正義の議論に対して挑戦するであろうが、それは必ずしも目新しいものではない。新しいのは、改善不能の犯罪者の強制隔離が再生していることである。

犯罪の重さと刑罰の厳しさとの対応を要求することが正義、司法についての我々の表象の中心である。ただ、この場合裁判所の裁量による刑の決定は、重大な罪の判断においても再犯の可能性の判断においても、問題をかかえている。量刑のための規範が必要なのである。行動の予測技術はまだ未完成である。無害化は一部の周辺の範疇にのみ妥当する。同じことが最近の数十年の刑事政策の流れについてもい得る。アポリシヨニズムはそれが統制体系中の刑法体系の部分の縮小を意図する限り上述の刑事政策のテーゼの一部である。完全なアポリシヨニズムはこれに反して民衆の運動になることはあり得ない。様々な利益集団(被害者や女性運動)が労働者階級を守るための犯罪との闘争を最優先させようとしているが、それは刑事政策の大勢に影響を及ぼしていない。

一九九〇年代には犯罪化の構造に変化は生じないであろう。

北欧諸国が電氣的監視<sup>(16)</sup>を導入することは考えられないが、犯罪の統制はもっと組織的にならう。刑事政策的活動、犯罪予防活動はもっと統合され、体系化されるであらう。しかし、劇的な成功は考えられない。

刑事政策は最近厳しくなっているが、九〇年代のスウェーデンではフィンランドと同じような専門家の優位の状況が起きるであらう。公式の議論は更に民衆主義的になり、また、「法と秩序」に逆行することは考えられない。知識は増大するが、知識の増大が良い刑事政策になると考えるのはナイーブである。

一九九〇年代の刑事政策は様々な運動や利害の影響を当然受けると考えられる。また、刑事政策への不満も増大するであらう。政治家は有難くない課題を背負うことになる。刑事政策はその性質上どんなにしても成功を確認することのできないものである。犯罪がなくなるとは考えられない以上我々はその不満と共存していかなければならない。配慮に満ちた検討が重要である。

## 七

スベリは一九八〇年代の刑事政策を失敗したと判断する。一九七〇年代の始めの議論は重要な刑事政策上の改革を実現したが、一九八〇年代の始めの社会サービス法は少年犯罪者を例外としてしまった。そして八〇年代の末に議会は無用の制裁であ

る社会奉仕命令を導入した<sup>(17)</sup>。しかも警察はテロリスト鎮圧班を巨大な予算を使って創設した。

この八〇年代の不満足な状態は次の事実<sup>(17)</sup>に依存している。即ち、政治指導者が思慮深いイデオロギーを欠いていたことである。統治組織法第一条の規定する「政府の活動は法の枠に従う」という原則を無視して、目的は手段を正当化するというイエズス会的な立場がバルメ首相暗殺事件の捜査の際の誤りとして現れた。官庁の不法な動きこそが世界中の人々への脅威なのである。また、武器輸出問題も政治的オポチュニズムへの同様な状況を示している。警察官の暴行に対する警察の態度、社会福祉委員会の十代の少年に対する措置決定の義務の放棄も同様である。高級公務員の腐敗も問題である。

以上の前置きに続いて四個の問題を取り上げる。

〔少年保護〕社会サービス法によって国は非行少年から完全に手を引いた。以前は少年刑務所と少年福祉学校とが少年に対して責任を負っていた。しかし、社会福祉改革はそれを破壊して、責任を地方のコミュニティに引き渡した。しかし、コミュニティは病人や老人の保護に忙しく、非行少年には手がまわらない。児童福祉委員会も廃止されている。その結果、施設処遇が変質して、一、心理的実験や経済的利益という私的な関心にかかわるものに変じ、二、取扱困難な少年が施設処遇から締め出されている。

かつて社会民主主義・自由主義の刑事政策は若者を援助しよ

うとしていたが、今はそのようなイデオロギーは根のないものになっている。人間的なイデオロギーは裁判所の中にかみられない。裁判所は一五―一八歳の者の刑務所収容に反対している。一九八〇年代の社会サービス改革は少年に関する限り失敗であった。一九九〇年は新しい改革を必要とする。国は法に違反した少年に対する責任を取り戻すべきであり、社会庁は施設処遇と社会内処遇とを実施し、児童福祉委員会を裁判官の指導の下に復活すべきである。

〔精神障害者〕 スウェーデンは精神障害者を処罰している世界で唯一の国である。刑事責任能力の廃止はチンベリー及びシュリターの作った保護主義刑法理論と一致している。一九六二年刑法は精神障害者に不要な苦しみを科している。一方、精神病院は犯罪者を刑務所に収容する場合よりも早期に釈放すると非難されてもいる。

もう一つの問題はスウェーデンでは医療がランズティングに任されていることである。国は精神障害犯罪者に責任を負っていないし、特別な施設ももっていない。加えて、国は精神鑑定制度をもランズティングに委譲しようとしている。この結末は唯一つ、鑑定期間の更なる長期化、担当医員の業務からの退避、そして法的安定性の阻害である。

一九九〇年代には国が再びイニシヤティブを取り戻してほしい。精神障害者を精神病院の代わりに刑務所に収容するという提案を引っ込めることである。刑罰は一般予防的に作用すべき

であるという今日の刑事政策のイデオロギーが忘れ去られている。そのような刑罰を精神障害者に科すことは倫理に反する。危険な精神障害者の収容の場所は刑務所であってはならない。また、精神障害者が受刑者よりも早く閉鎖的精神医学的処遇の施設から釈放されているという主張は受け入れることができない。

〔判決前拘置の運用〕<sup>(18)</sup> 起訴前及び起訴後の拘置の状態は我が国の恥である。予算とやる気があれば改善は可能である。一九八八年の改革とともに改善すべきであった。改革はヨーロッパ評議会の批判(国連人権規約違反)を免れるためにも必要である。特に検察官の、被告人の面接を制限する権限は批判に値する。一九八八年の改革で拘置所に収容されている者の数は増加しているはずである。法改正の前後の比較研究が必要である。

一九九〇年代には訴訟手続法上の強制処分を見直すことを望む。しかし、その実現には疑問をもつ。警察も検察も被告人に圧力を加える手段を必要とするからである。

〔矯正保護〕 一九七〇年代の改革でスウェーデンの矯正保護は明らかに人間的な側面をもっている。国際的にもこれは誇れることである。他の社会福祉機関(移民局、社会福祉委員会、ランズティングなど)が移住者や障害者を粗末に扱っているのを見る時、正しく矯正保護は一九五〇年代のヒューマニズムを受け継いでいる。ここでは、一九九〇年代を目前にして議会で矯正保護への攻撃がみられた。

「一九九〇年代の改革政策」一九九〇年代には、新刑罰体系 (Brå rapport 1977: 7) に始まり、犯罪に対する制裁 (SOU 1986: 13-15) に結実した改革作業を実現してほしい。

その基本原理は単純で、下記の通りである。

「刑罰——特に拘禁——は国家の最終的な服従手段である。

刑罰は、犯罪者に何らかの方法で苦痛を与えることによって作用し、それ故に、大きな価値が問題になり、服従への他の方法が見つからない時のみ用いられるべきである。

刑罰は個々の——法違反者及び一般——人々が加罰的行為の実行をやめるよう警告することを目的としている。刑罰の威嚇によって、また違反した者に対する刑罰の執行によって、人々は望ましくない行為を省みつつ一般的な道徳を高めるのである。

拘禁による刑罰は常に犯罪者を害する。今日受刑者が外部社会と接触するためにもっている可能性 (外泊と外部通勤) は拡大されるべきである。収容 (自由剝奪) は刑罰の中核であるが、一方で収容期間は受刑者に、——最善の場合に——出所後有用で楽しめるような職と活動をを提供するように活用されるべきである。

社会内保護は第一に対象者——判決を受けた者及び釈放された者——を支えるために存在し、そして二次的のみに統制的機能をもつべきである。」

一九八〇年代の半ばより敵罰主義が強まっている。今日施設

の少年にテレビや治療的援助を与えるための投資はなされていない。進歩的新闻の指導的記者は少年を施設に閉じ込め、鍵を海に捨ててしまえといっている。麻薬中毒の少年からの暴力と突然死とに脅かされているのはスウェーデン人だからだと。しかし、これは正しいことであろうか。本当の問題は麻薬ではなく、アルコールである。暴力と麻薬とは無関係である。しかし、残念なことに政治家が耳を傾けているのは新聞であって、一九七〇年代以来の社会学的研究ではない。それらの研究はスウェーデン人が敵しい刑罰を求めていることを示していない。世論調査研究所 (SIFO) の一九八九年の調査で少年の粗暴犯に敵罰を求めていたのは三〇%にすぎなかった。この結果が一九九〇年代にも持続すれば、抑圧的な刑事政策は行われず、成人と少年との間の関係にポジティブな事柄が支持されることになるであろう。

×

ルーミアアの独裁が倒れている今、今後の東欧の諸国はスウェーデンと同じ福祉を得ることになるであろう。スウェーデンの輸出品が将来脚光をあびるであろう。しかし、刑事政策のこれらの国々での優先順位は低い。東欧の諸国の多くは死刑を存置している。矯正保護や警察への投資は少ない。スウェーデンは世界の刑事政策の模範であった。しかし、一九八〇年代にそれは止まり、政府のヨーロッパ評議会や国連の刑事政策に対する支持はみられなくなった。一九九〇年代には、スウェーデン

がヨーロッパの新しい民主主義国家を助け、人間的で正しい刑事政策の思想を支持することを望む。それは国連に直接働きかけることではなく、HEIJINIを通して行われることが望まれている。HEIJINIはその創設以来東西の刑事政策の架け橋になっている。

## 八

クストソンは、犯罪学の知識と刑事政策の関係及び犯罪学が将来理性的な刑事政策の役に立つかということの二つの問題を検討している。

実証主義的犯罪学は一種の社会的エンジニアリングであり、人々は犯罪学者に犯罪を減少させるための処方箋をもとめることができる。その回答は質問の相手となる犯罪学者によって異なる。

犯罪学者が一致して認める事実、犯罪の趨勢の基本的特徴とか犯罪の構成などであり、彼らの間に大きい相違のあるのは拘禁とその効果に関するものである。ある者は刑務所は反生産的というし、ある者は厳しい措置を反生産的という。その一方でストックホルムでは十人ほどの極悪の少年が、施設に収容されても施設の職員に対して暴行を働くため結局早期に施設外処遇ということで自由に犯罪を行っている。ストックホルムの検討作業グループは、処分が厳しければそれだけ少年の犯罪者アイデンティティを強めるといふ。それは本当なのであるか。

クストソン自身もその立場に立つ他のグループは別の主張をする。つまり、拘禁に無害化、一般予防、そしてある程度の個別予防の効果を承認する。

犯罪学には経験主義犯罪学と自由主義的(イデオロギー的)犯罪学とがある。前者は研究の方法論に力を入れているが、後者は研究結果に目を向けている。しかし、そのどちらも犯罪学的な知識が不十分、不確実であるという点では一致している。知識の不足は、犯罪がどのような状況にあるかを説明する可能性を与えられていないことに基づいている。政治家の求めるものは知識ではないと疑えるし、実験的研究の可能性は限られている。

犯罪学の知識は脆弱なものである。すべての知識は仮説にとどまるし、我々の見解は常に修正を迫られている。また、犯罪の抑圧に関する限りでは倫理的側面に注意を払う必要がある。抑圧と拘禁とは意識的苦痛を犯罪者に与えるものであり、倫理的・人間的問題の検討が不可欠である。

矯正保護の領域において実験的プロジェクトが組まれる場合、その予算は行政的経費に大部分が配分され直接対象者にかかわる部門への配分は少ない。それは丁度三角形の頂点と底辺の関係のようなものである。研究結果の発表に予算がついても、それは研究者の結論が支持されるからではなく、研究が一定の水準を保っているからにすぎない。しかも政治家はその結論を無視する。最終的に損害を受けるのは納税者である。



政治家(政策決定者)は常に研究結果を現に行われている施策の正当化のために用いようとする。ここに政治家と研究者との対立点があり、自由でとられない研究と討論との必要性がある。

様々な評価手段の助けをかりて根本的に調査された領域は、情報の提供による犯罪防止の可能性であった。得られた結論はそうした手段は犯罪防止に役立たないということであった。その経験が生かされていたかという、否である。その理由はみせかけが好まれるからである。難しい社会問題に強力な手段を用いたという印象を与えたいからである。そして、現実の問題の議論は回避されてしまう。

犯罪について現実に明らかになっていることは、犯罪は社会構造によって決定されること、日常的な小犯罪の背後に限られた犯罪性の強い集団が存在すること、である。犯罪に対して現実的に対処しようとすれば、この集団を処置する方法の議論を回避できない。

それ自身悪である犯罪の背後には悪と望ましくない社会状況とが横たわっている。背後の悪を減少させることにより犯罪を減少させることができる。例えば粗暴な犯罪が議論の対象になった時テレビにおける暴力が大きい背景をなしていた。これは検閲という悪の導入により粗暴犯罪という悪と戦うことを考えさせる。犯罪の抑圧も一つの悪である。公務員が善と信じて実施することも対象者には悪になり得る。重要なことは知識を選

択的に使用することである。

犯罪学の知識は重要な問題について刑事政策の決定者に進むべき道を示すことができない場合がある。ここから生じる一つの問題は、研究結果が既存の表象に一致すれば支持され、一致しなければ無視されるということである。研究の質を評価する手続を確立することも重要である。

研究の独立は困難な問題である。研究の統合性と組織の利害との間には対立が存在する。強力で自由な大学レベルの研究の必要性は明らかである。大学外の研究者が大学と密接に接触することによりこの対立は部分的には解決する。現在存在する犯罪学的事実の誤った像はこれにより生き延びることが容易でなくなるであろう。

## 九

ボンデソンは北欧各国において国の刑事政策に関する報告書が自由刑の使用の縮減を主張しているのに対して、現実には逆に自由刑の使用が増加している事実を出発点として、自由を剝奪しない新しい制裁の問題を取り上げている。

拘禁(自由刑)を減少させようという主張の理由は、拘禁は効果がない、拘禁は受刑者にとって苦痛でしかない、拘禁は財政的に高価である、という三点である。一方拘禁を擁護する立場は、拘禁は社会を防衛する、拘禁は犯人の無害化に役立つ、という二つの理由に立っている。しかし、この二つの主張は支

持できないとマティエセン<sup>(19)</sup>は述べている。著者の見解は、保護主義からも刑罰主義からも離れて、拘禁の代替的処分が一九九〇年代には用いられるようになるだろうということである。

現在の犯罪対策は実際上高価で効果がなく、犯因的でない。それ故に、多数の犯罪の非犯罪化が提案・主張されている。著者は一九九〇年代には財産犯罪に緩く、人身犯罪に厳しい行為評価がなされ、また、制裁体系の分化によって受刑者の数は減少に向かうと指摘する。

代替される制裁としては、罰金(日数罰金)、条件付判決、保護観察であるが、前二者は増加するだろうが保護観察は増加しないとみる。この他施設収容を伴う保護観察があるが再犯率が高く、拘禁と保護観察の結合に改正された。また拘禁の執行中に刑法法三四条<sup>(20)</sup>の施設外滞在の規定を活用する方法があるが活用されていない。一九八八年には契約治療処遇(Kontrakttvård)が導入されている。

ついで著者はデンマークの社会奉仕命令について紹介した後、社会奉仕命令の効果の評価を科学的に実行する必要性を指摘し、併せてそのポジティブな要素を、一、これによりプリズニゼーションの効果が減殺されること、二、新しいノーマルな集団に加わることで有意義な接触が得られること、の二点に認めている。

社会奉仕命令はノルウェイでも実施され、フィンランドもその試行を開始した。しかし、スウェーデンでは拒否されている

実状にふれ、現在ではそれを受け入れる政治的意見が育ってきていることを指摘する。犯罪防止委員会が現在その試行の追跡を行っているという。

次に被害の補償と調停である。刑事訴訟事件では通常判決と同時に刑事損害賠償の判決もなされる。しかし、犯人はそれを支払わない場合が多い。罰金の支払いについては統計があるが、刑事損害賠償の支払いに関する統計は存在しない。ヨーロッパの他の国のように損害賠償命令、原状回復命令、調停命令などを刑事制裁として実施することを求める。犯人と被害者とを直接対決させる紛争処理会議の提案が最近ノルウェイでなされた。これは児童福祉委員会の審理から少年を逃れさせる目的をもっている。この提案について右派は被害者の地位に、左派は少年事件の処理に、それぞれ着目して満足を表明している。

一九九〇年代の刑事政策は新しい多数の制裁の実験となるであろう。一方では新しい刑罰形式が犯罪者に苦痛を与え、社会には廉価なものを狙って採用されるであろう(自宅拘禁、電気監視等)。他方賠償理念に基づいた新しい制裁が求められよう。訴訟手続きの中でも被害者の地位が重みをもつと考えられる。賠償は、一、犯人から社会へ(社会奉仕命令)、二、犯人から被害者へ(損害賠償の支払い)、三、社会から被害者へ(犯罪被害補償)、の三つの形をとる。制裁形式としての賠償命令はヨーロッパ各国で承認されており、民衆も拘禁の代替処分として受け入れる傾向を示している。裁判所は民衆の中に処罰主義

を過剰評価している。

具体的提案は、原状回復的制裁を実現し得る方法に関して報告書を作成する諮問を有能な法律家に与えることである。

一〇

マグヌッソンは経済犯罪と司法システムの民営化 (Privatisering av rättsväsendet) とを論じる。

経済犯罪について著者はティードマンの定義に従うことを明らかにする。経済犯罪は一九七〇年代の半ばより問題にされ始めた。政府は犯罪防止委員会に対して経済犯罪の研究の委嘱を行った。社会民主党が政権を失った後同党は経済犯罪に取り組み始め、一九八二年に政権に復帰してから経済犯罪審議会が設置された。この委員会は全部で二六の報告書を作成した。この審議会の作業は企業罰金、経済裁判所の新設、顧問業の統制、債権犯罪などに結実した。しかし、これらの法律の適用件数は非常に少ない。また、税務当局は減多に租税犯罪を検察官に告発していないことも明らかになった。その理由は、

- 一、告発のための脱税額の下限を定めていること
- 二、会計帳簿犯罪が証拠収集の困難から告発の対象から外されていること

三、刑事訴訟手続きに対して否定的な期待しかもっていないこと

である。

一九九〇年代を展望した場合、現在問題になっている経済犯罪（例えば一九八三年中の企業倒産四、九三一件中三、六九八件は犯罪の疑いがあった。）は一九九〇年代に入っても問題であり続けるかもしれない。労働組合全国組織内では経済犯罪対策が進行している。限界税率が五〇％に引き下げられれば、経済犯罪に関しては良い動機付けになる。この改革には研究と官庁の効果的な介入と継続的な法律の見直しに伴わなくてはならない。

次は司法の民営化である。一九八八年にヨーロッパ評議会は犯罪統制事業の民営化を議論した。そのための研究計画が犯罪防止委員会の中で始められている。この問題は一九九〇年代の重要な刑事政策的課題になると考えられる。刑務所の民営化は司法の民営化の重要な一部である。アメリカで刑務所の過剰拘禁がこの問題に火をつけた。英国、フランスも同様である。もし、スウェーデンが一九九〇年代に経済犯罪を強力に取り締まるとすれば、スウェーデンの矯正保護は混乱に陥り、刑務所の民営化が起こるであろう。もう一つの司法の民営化は警察の民営化である。警察活動は、通常の警察、民営警察（警備保障会社など）、行政庁内の警察類似活動（守衛等）に分かれる。この面で国際比較が可能である。問題は、その合法性、法の前の平等の問題、憲法と民主主義の原則との関係、などである。

この国際的比較研究は犯罪防止委員会が行うが、どの国が比較研究に加わるかは不明確である。

一

フルツは一九九〇年代の刑事政策は民衆の中に根を下ろさなければならぬと主張する。

刑事政策は犯罪の防止と新しい犯罪者の供給の減少とに向けられなければならない。犯罪とそれへの反動の時間的間隔を短縮しなければならぬ。今は一年のずれがある。短縮のために調停制度の導入を考慮すべきである。特に迅速な審理は少年事件で必要であり、少年裁判所の設置も検討すべきである。

犯罪防止活動の中では物理的な環境の重要性を再評価する必要がある。ストックホルムのプロジェクトではこの面での検討が行われており、著者は、薬物売買と贓物犯を防止するためにセルゲール・トルイエの改造を提案している。

一九九〇年代に向けて主に少年犯罪の防止を狙って、被害者と犯罪者の間の調停、スルッセン協会(コンタクトパーソン等の組織)、両親の巡回活動がストックホルムでは実行されている。これらを通して、一九九〇年代には一般民衆の中に根付いた刑事政策を実現していくことを考えたい。

(1) ここに掲げたものの他、筆者の手元には届いていないが、下記の報告書が発表されている。

Van blir drogmisbrukare?, Rapport 1990: 3 (av Allur Solarz)  
Sexualbrott mot barn... Misstänkta brott, Rapport 1990: 6, (av Peter L. Martens)

Inkapacitering... Effekter vid förändrade straffrider, Rapport 1990: 7, (av Jan Ahlberg)

När man misstänker sexualbrott med barn, Rapport 1990: 8, (av Lisbeth Eklund)

Brotsutvecklingen 1989, Rapport 1990: 9, (av Lars Dolmen)  
Barnens brott och föräldrarnas ansvar, PM 1990: 1, (av Sekr. Peter Gerdman & Pia Wikström)

Polisannalda sexualbrott mot barn: Presentation av en empirisk undersökning, PM 1990: 3, (av Peter Martens)

(2) スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観(一九八八年～一九八九年)(以下「概観(一九八八)」と略す)、法学研究 六四巻 三号八六頁。

(3) 「概観(一九八八)」法学研究 六四巻 三号 七〇頁。スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観(一九八一年～一九八七年)、慶應通信、平成元年(以下「概観」と略す)、七七、九四、一一六、一二九、一六二頁等参照。

(4) 「概観(一九八八)」七八頁、八一頁。「概観」二〇二頁。

(5) 「概観」一〇五頁参照。

(6) 「概観」一七九頁参照。

(7) 「概観」四三頁参照。

(8) 「概観」一三九頁参照。

(9) 「概観」一一七頁参照。

(10) 「概観(一九八八)」七六頁、犯罪心理学研究 二八巻 二二号 五三頁以下参照。

(11) このアンソロジーの寄稿者の肩書は次の通りである。

ホーカンソンは法律家で犯罪防止委員会の事務局長である。マテ・ニセンはオスロ大学の法社会学の教授である。ホファーは法律家



Christian Lacotte, Oljesta rättsäkerhetsproblemm  
Claes Theorin, Palais de Justice  
Lars Alexandersson & Tommy Andersson, BRÅ utvärderar samhällstjänst  
Nr. 3.

Christian Lacotte, Invandrartvålet i TV  
Peter Lindström, Våld i skolan  
Bo Svensson, Vård och straff  
Christian Lacotte, Rådsalan för brott  
Elisabet Peterzén, Om konsten att vara lagom rädd  
Nr. 4.

Christian Lacotte, Elektronisk övervakning  
Michael Maxfield, & Terry L. Bauner, En högteknologisk katt-och-råtta lek  
Kerstin Nordlöf, Barn och ungdomar i polisrestorer och häkten  
Carl Jonas Love Almqvist, Om brottsligen behandling  
Jan Jönsson, Stunder av verklighet  
Christian Lacotte, Folkpartiets kriminalpolitik  
Nr. 5.  
Gunnel Bergström, Brottsligheten ökar i Sovjet  
Christian Lacotte, Sovjetisk kriminalpolitik i omväxling  
Heikki Sariola, Våld mot barn vanligt  
Ingbritt Irlhammar, Allt är till salu utom kvinnori  
Jerzy Sarnecki, På brott måste följa straff  
Kostas Savidis, Peter 19 år och väst  
Christian Lacotte (Intervju), En viss brottslighet måste tolereras  
Nr. 6.

Marianne Hakansson, Polisen och det brottsförebyggande arbetet  
Jerzy Sarnecki, Vad kan vi lära oss av Holland?  
Christian Lacotte, Fem framgångsrika projekt  
Eva Thy, Kvinnor—uppföstran, statistik och pornografi  
Mary Tuck, Krimnologer bör inte ägna sig åt kriminalpolitik  
Anatolij Naumov, Sovjetisk omdaning—en komplicerad process—  
Christian Lacotte, Våldskommissionen redovisar sitt arbete

× × ×  
この犯罪防止の刑事政策の観点から、この犯罪防止の  
文庫を概観する。この犯罪防止の  
☆犯罪防止の概観 1970年

(Nordisk tidskrift för kriminallitenskap 77 arg. 1990)

1. Otto Christensen et al., Fejndrab. et nyt fænomen (罪の  
魔鏡、盗みの現象)
2. Kjell Inge Bjørvik, Boomerangsakene i Bergen (ノルマン  
の犯罪のトーンとノルマンの事件)
3. Gene M. Lutz, Kriminalpolitik og ideologi i det danske  
Folketing (デンマークの議会の刑事政策とノルマンキー)
4. Ole Nordlie, Økning i antall narokotikasiktelser (薬物犯罪  
の増加と薬物の使用)
5. Peter Garde, Erfaringar fra Kronebanksagen (ノルマン  
事件の概観)
6. Arnhild Taksdal, Mannrollen og mennskriminalitet (男  
性の犯罪と男性の犯罪)
7. Albert R. Hauber, Unge lovovertrædere og alternative  
sanktioner (少年犯罪者と少年の犯罪)
8. Paul Larsson, Fenomenologisk kriminologi (現象論的犯罪  
学)

著)

9. Karsten Revsbech, Kommunalbestyrelsesmedlemmers strafbare medvirken til borgerens lovovertrædelser i dansk ret (デンマーク刑法に於ける市民の法違反に対するナイン四名体の職員の可罰の共働)
10. Angelika Schaff, Former for social kontroll eksempelvisert gjennom seksualitet (性別による社会精神の形成)
11. Bodil Stenvig, Seksuelle overgrep på børn, definition og omfang (児童への性的攻撃—定義と規模)
12. N. G. Stoiko, Den sovjetiske strafferetpleje ændring (ソビエト連邦の刑事司法の変動)
13. P. O. Traskman, Finsk Straffrett (フィンランド刑法)
14. Dan Frande, Finlands främsta straffrättsforskare och den totalitära straffrätten (フィンランドの著名な刑法学者と全体主義的刑法)
15. Kimmo Nuotio, Förutsebarhetens betydelse inom Honkasalos läran om kausalitet i straffrätten (ホンカサロの刑法に於ける因果関係に於ける予見可能性の意義)
16. Ari-Matti Nuutila, Möjligheten att handla annorlunda som en förutsättning för skuldansvar—syften och värderingar (責任の前提要件としての他の行為の可能性——目的と評価——)
17. Jussi Pajuola, Ungdomsväld (少年の暴行)
18. Kjell Sevón, Legalitet, effektivitet och legitimitet som kriterier för straffrättens normative kohärenz (刑法の規範的適合性の基準としての適法性、効果性、正統性)

☆スウェーデン法曹雑誌 七五卷 一九九〇年(Svensk jurist tidsning.)

arg. 75, 1990) (刑事法関係のみ)

1. Bertil Bengtsson, Svensk rättspraxis—Skadestånd utom kontraktförhållanden 1985-1988 (契約関係外の刑事損害賠償)
2. Hans G. Nilsson, Datorbrottslighet—en europeisk angelägenhet (コンピュータ犯罪—西欧の問題——)
3. Josef Zila, Om rättsäkerhet (法の安定性について)
4. Hannu Tapani Klamä, Kriminalregister och bevisvärdering (前科登録と証拠評価)
5. Marie Svendenius, Ersättning till offer för sexualbrott (性犯罪の被害者への補償)
6. Henrik Edelstam, "Fakta i målet"?—Några reflexioner med anledning av en avhandling i vittnespsykologi (犯罪に於ける事実——証言心理学に関する考察)
7. Jan Sahlin, Om nödrätt i hälso- och sjukvården, Några anteckningar om juridiken på ett etisk område (健康及び医療保護に於ける緊急権——倫理領域に関する法理論としての賞書——)
8. Ulf Göransson, Anm. av Lars-Göran Sund, Tillsyn över barn (児童の保護)——書誌——
9. Gustaf Petré, Högsta domstolens ställning (最高裁判所の立場——被害者の訴訟法上の権利の制限——)
10. Nils Wiklund, Sexualbrott och rättsäkerhet (性犯罪と法の安定性)
11. Eva Jonsson, Socialstyrelsens allmänna råd beträffande §7-intyg (七条診断書に関する社会庁の一般的勧告)
12. Jan Thornhammar, Förhållning—för vems skull (調停——誰のため——)